

研究活動上の不正行為防止・ 研究費の不正使用防止のために



このガイドは、四日市大学の教員向けに研究活動における不正行為、研究費の不正使用を未然に防ぐため、啓発資料として作成したものです。

日々の研究にあたっては、このリーフレットの内容を十分にご理解いただき、疑念を抱かれないよう公正な研究活動、ならびに研究費の適正な使用を励行してください。

研究倫理ガイド

四日市大学教員向け



発行：四日市大学研究機構

はじめに

研究費の受給・使用および、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体・組織全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している研究者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

四日市大学では、不正行為防止のための取組として、研究者は四日市大学研究機構の実施する「研究倫理講座」を受講することが義務付けられています。万が一、不正行為が行われた場合や、その疑いがある場合は、学長の設置する調査委員会が、その事案を調査します。

また、学生の研究指導（演習担当）を行う教員は担当学生とのディスカッションを含めた研究倫理教育を実施してください。そして、担当学生が研究に従事する際は、適切に倫理教育指導を行ってください。公正な研究環境を維持するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

研究機構長

健全で誠実な科学研究を実現するために

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、また、研究協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮しなくてはなりません。責任ある研究活動を行うために、本学では、次の事項を定めています。

資料・情報・データ等の取扱い

研究成果が再現できるよう、データを適切に一定期間保管し、必要な場合は開示しなくてはならない。保存期間は法律等に定めない場合は、3年間とする。

インフォームド・コンセント

人の行動・環境・心身等に関する個人データを扱うときは、データ提供者（個人・団体）にわかりやすく説明し、明確な同意を得なくてはならない。

個人情報の保護

個人を特定できるデータの保護に努め、四日市大学個人情報保護規程に基づいて適正に取り扱わなければならない。

装置・薬品等の管理

研究装置、薬品等を使用するときは、関係法令や本学の規定を遵守し、適切で安全に管理しなければならない。

研究成果の公表

研究成果の公表に際し、データや論拠の信頼性を確保し、オーサーシップや著作権等に十分注意しなくてはならない。また、各学会や学術誌等の固有のルールを尊重しなくてはならない。

秘密保持

他者の業績評価に関わったことで知り得た情報を、不正に利用してはならない。また、その秘密を保持しなければならない。これは研究者でなくなった後も同様とする。

1.研究活動上の不正行為とは

故意または研究者として、わきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用する事です。
[参考:文部科学省が定めるガイドラインとして「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」]



「ねつ造」 Fabrication

実際には存在しないデータや研究成果等を実際のデータのように作成する。

例) 実際にはアンケートを実施しないのに、アンケートをして得られたデータとして作成する

「改ざん」 Falsification

思っていたものと違う調査結果や実験結果が出てしまったため、根拠もなくデータを書き換えた。

例) ・実験ノートの日付を実際とは異なる日付に書き換える
・撮影した写真を画像編集ソフトで変造する

「盗用」 Plagiarism

他の研究者のアイデアやデータ、研究結果、論文、用語を当該研究者の了解、または表示なく流用する。

例) ・WEB 等の内容を全部または一部コピー・ペーストし、自分の論文として発表した
・何気ない気持ちで、同じ他の研究者が発表したアイデアを自らのアイデアとして公表した

※この他にも他の学術雑誌等に既に発表されたものや投稿された論文等と本質的に同じ論文を、二重で投稿することや、論文の著作者が適正に公表されていない不適切なオーサーシップ等が研究活動上の不正行為として認識されるようになっていきます。

2.研究費の不正行為とは

故意もしくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用や、競争的資金などの交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をする事です。

[参考:文部科学省が定めるガイドラインとして「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」]



「預け金」 Deposit

業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの

例) 発注した機器が年度末までに納入されなかったため、架空の納品書を業者に作らせ、大学に機器代金を支払わせる

「プール金(カラ出張、カラ謝金)」 Slush fund

出張申請や出勤簿の改ざん等により、旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの

例) 実際に利用したものと異なる交通手段や経路を申請して差額を受給する

四日市大学研究活動不正防止に関する規程および 四日市大学研究倫理規程より抜粋

- (1) 高い倫理性を保持し、特定不正行為を行ってはならない。
- (2) 本学の規程及び部局の長の指示に従い、規程に定める調査等に協力しなければならない。
- (3) 本学の定める研究倫理教育を、必ず受講しなければならない。
- (4) 国際的に認められた規範、規約及び条約、わが国の法令、例規、告示等及び本学の諸規定等を遵守する。
- (5) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性、人種、思想、宗教等による差別を行ってはならない。
- (6) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (7) 研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、学内諸規定、関連省庁や学会等の指針等を遵守しなければならない。
- (8) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない。
- (9) 研究に関わる者は、対等な人格であることを理解し、お互いに尊重しなければならない。
- (10) 研究責任者として研究に従事する者は、当該研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為が起きないように指導しなくてはならない。
- (11) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならない。
- (12) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行わなくてはならない。

<不正行為防止のための取組>

・研究倫理教育

研究者に求められる倫理規範を修得するための「研究倫理教育」を実施しています。

・不正行為に関する調査委員会

特定不正行為が行われた場合やその疑いがある場合、学長の設置する調査委員会がその事案を調査します。

・研究倫理審議

人に関する研究を行う場合に、研究者の申請に基づき研究機構運営委員会が倫理審査を実施します。

・通報・相談窓口設置

研究活動における不正使用や不正行為、公的研究費の使用に関する相談・通知窓口を設けています。

(通報・相談窓口)

通報窓口 総務課(管理棟 1階) 事務室

相談窓口 総合的な相談: 学術情報課(情報センター 2階) 事務室

経費に関する相談: 会計課(四日市看護医療大学 B館 1階) 事務室

<学内関連規程>

- ・四日市大学研究活動に係る不正防止に関する規程
- ・四日市大学研究倫理規程
- ・四日市大学研究機構規程
- ・四日市大学公的研究費取扱規程
- ・四日市大学研究インテグリティの確保に関する規程



関連規程やガイドラインは、四日市大学ホームページに掲載されています。

四日市大学ホームページトップ画面から→大学案内→情報公開→公的研究費に関する「公的研究費の適切な使用・管理のための取組について」